

第 57 号 議 案

平成 31 年 2 月 19 日
任 用 給 与 課

「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について

地方公務員法第 5 条第 2 項に基づき、平成 31 年 2 月 13 日付 30 議事第 518 号をもって東京都議会議員より照会のあった議案(別添)に係る意見については、下記のとおり回答する。

記

議 案 名	
1	第 30 号 議 案 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
2	第 53 号 議 案 学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
3	第 54 号 議 案 東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
4	第 75 号 議 案 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
5	第 77 号 議 案 東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
意 見	
異議ありません。	

1 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

小笠原業務手当の支給期限の延長のため、改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内 容
小笠原業務手当に 関 する 措 置 附則第4項	【時限期間延長】 「平成31年3月31日までの間で人事委員会の承認を得て規則で定める日限り、その効力を失う。」→平成34年3月31日まで延長
施 行 期 日 附則	公布の日

小笠原業務手当：小笠原諸島に所在する都の機関の業務に従事したときに支給

- ・ 小笠原業務手当は、交通アクセスの制約から事業の進行管理等に一定の制約が存在するなど、勤務の特殊性が存在するため支給
- ・ 1日につき700円を超えない範囲内で支給（国も同様）

2 学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

3 東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

「1」と同様の改正を行う。

4 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

法改正及び手当額の改正等に伴い、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内 容
爆発物等処理手当 第11条第1項	【引用法律の名称改正に伴う改正】 「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」 →「放射性同位元素等の規制に関する法律」 (施行期日)：平成31年9月1日
深夜特殊業務手当 第14条第2項 附則第2項 附則第3項	【手当上限額の改正】 「700円」→「670円」 (施行期日)：平成31年4月1日 (経過措置) ○ 施行日前に改正前の条例に規定する業務に従事したことにより、施行日以後に支給する手当は、なお従前の例による。 ○ 二暦日にわたる勤務にあつては、施行日以後に始まる勤務から適用し、施行日前から始まる勤務については、なお従前の例による。

<p>小笠原業務手当に関する措置</p> <p>本体附則第3項</p>	<p>【時限期間延長】</p> <p>「平成31年3月31日までの間で人事委員会の承認を得て規則で定める日限り、その効力を失う。」→平成34年3月31日まで延長</p> <p>(施行期日)：公布の日</p>
--	---

5 東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

法改正に伴い、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内 容
<p>出 動 手 当</p> <p>第3条第1項</p>	<p>【引用法律の名称改正に伴う改正】</p> <p>「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」 →「放射性同位元素等の規制に関する法律」</p>
<p>施 行 期 日</p> <p>附則</p>	<p>平成31年9月1日</p>

特殊勤務手当について

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。(給与条例第13条)

【条例・規則】

- 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例
 - ・東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則
 - 例：危険現場等作業手当、防疫等業務手当 等

- 学校職員の特殊勤務手当に関する条例（学校職員給与条例適用者）
 - ・学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則
 - 例：船員勤務手当、夜間学級通信教育勤務手当、特別支援学校看護業務手当 等

- 東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例（給与条例適用者）
 - ・東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則
 - 例：夜間定時制教育勤務手当、高所危険手当 等

- 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例
 - ・警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則
 - 例：捜査等業務手当、爆発物等処理手当、深夜特殊業務手当、死体処理手当 等

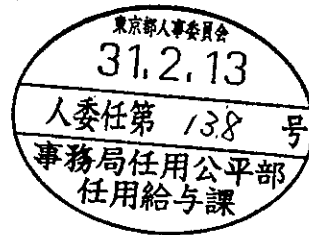
- 東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例
 - ・東京都消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則
 - 例：出動手当、救急手当、高所活動危険手当、夜間緊急招集手当 等



30議事第518号

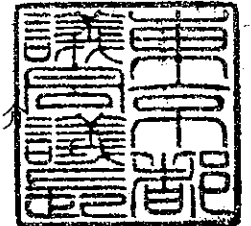
平成31年2月13日

東京都人事委員会委員長
青山 侑 殿



東京都議会議長

尾崎 大



「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について（照会）

平成31年第1回定例会に提出のため、知事から送付された下記議案について、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第5条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 第30号議案 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 2 第53号議案 学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 3 第54号議案 東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 4 第75号議案 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 第77号議案 東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

条 例 改 正 案 文 一 覧

～ 目 次 ～

- 1 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（7頁）
- 2 学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（8頁）
- 3 東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（9頁）
- 4 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（10頁）
- 5 東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（12頁）

第三十号議案

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成三十一年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第十二号）の一部を次のように改正する。
附則第四項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

小笠原業務手当の支給期限を延長する必要がある。

第五十三号議案

学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

小笠原業務手当の支給期限を延長する必要がある。

第五 十 三 号 議 案 学 校 職 員 の 特 殊 勤 務 手 当 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

第五十四号議案

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成三十一年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第二十二号）の一部を次のように改正する。
附則第三項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

小笠原業務手当の支給期限を延長する必要がある。

第七十五号議案

警視庁職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

警視庁職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警視庁職員の特務勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」を「放射性同位元素等の規制に関する法律」に改める。

第十四条第二項中「七百円」を「六百七十円」に改める。

附則第三項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

附 則

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の改正規定は公布の日から、第十一条第一項の改正規定は平成三十一年九月一日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この条例による改正前の警視庁職員の特務勤務手当に関する条例に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特務勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の警視庁職員の特務勤務手当に関する条例の規定は、二暦日にわたる勤務にあつては、施行日以後に始まる勤務から適用し、施行日前から始まる勤務については、なお従前の例による。

(提案理由)

特殊勤務手当の支給額及び支給期限を改めるほか、規定を整備する必要がある。

第七十七号議案

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」を「放射性同位元素等の規制に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年九月一日から施行する。

（提案理由）

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の施行による放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

条例改正新旧対照表

～ 目 次 ～

- 1 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（14 頁）
- 2 学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（15 頁）
- 3 東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（16 頁）
- 4 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（17 頁）
- 5 東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（19 頁）

東京都職員の特種勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第十二号）

新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条から第四十五条まで（現行のとおり）</p> <p>附 則</p> <p>1 から3まで（現行のとおり） （小笠原業務手当に関する措置）</p> <p>4 第四十条の規定は、平成三十四年三月三十一日までの間で人事委員会 の承認を得て規則で定める日限り、その効力を失う。</p>	<p>第一条から第四十五条まで（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 から3まで（略） （小笠原業務手当に関する措置）</p> <p>4 第四十条の規定は、平成三十一年三月三十一日までの間で人事委 員会の承認を得て規則で定める日限り、その効力を失う。</p>

学校職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第二十一号）新旧対照表（抄）

<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p>第一条から第二十一条まで（現行のとおり）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 及び 2 （現行のとおり） （小笠原業務手当に関する措置）</p> <p>3 第十九条の規定は、平成三十四年三月三十一日までの間 人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める日限り、その効力を失う。</p>
<p style="text-align: center;">現行</p>	<p>第一条から第二十一条まで（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 及び 2 （略） （小笠原業務手当に関する措置）</p> <p>3 第十九条の規定は、平成三十一年三月三十一日までの間 人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める日限り、その効力を失う。</p>

改正案

現行

第一条から第十五条まで（現行のとおり）

第一条から第十五条まで（略）

附則

附則

1及び2（現行のとおり）

1及び2（略）

（小笠原業務手当に関する措置）

（小笠原業務手当に関する措置）

3 第十三条の規定は、平成三十四年三月三十一日までの間で人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める日限り、その効力を失う。

3 第十三条の規定は、平成三十一年三月三十一日までの間で人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める日限り、その効力を失う。

警視庁職員の特種勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第四十四号） 新旧対照表（抄）

（傍線の部分は、改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一条から第十条まで（現行のとおり） （爆発物等処理手当）</p> <p>第十一条 爆発物等処理手当は、爆発物の識別、解体その他の処理又はサリン等による人身被害の防止に関する法律（平成七年法律第七十八号）第二条に規定するサリン等、原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第五号に規定する放射線、<u>放射性同位元素等の規制に関する法律</u>（昭和三十二年法律第六十七号）<u>第二条第二項に規定する放射性同位元素、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</u>（平成十年法律第十四号）<u>第六条第二項に規定する一類感染症、同条第九項に規定する新感染症若しくは罹患した場合の重篤の度合いがこれらと同程度と認められる感染症の病原体等（以下「特殊危険物」と総称する。）</u>による被害の防止のための措置若しくは特殊危険物の識別、捜索、検証その他の処理に従事した職員に支給する。</p> <p>2 （現行のとおり）</p> <p>第十二条及び第十三条（現行のとおり） （深夜特殊業務手当）</p> <p>第十四条（現行のとおり）</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、勤務一回につき<u>六百七十円</u>を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て規則で定める。</p>	<p>第一条から第十条まで（略） （爆発物等処理手当）</p> <p>第十一条 爆発物等処理手当は、爆発物の識別、解体その他の処理又はサリン等による人身被害の防止に関する法律（平成七年法律第七十八号）第二条に規定するサリン等、原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第五号に規定する放射線、<u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</u>（昭和三十二年法律第六十七号）<u>第二条第二項に規定する放射性同位元素、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</u>（平成十年法律第十四号）<u>第六条第二項に規定する一類感染症、同条第九項に規定する新感染症若しくは罹患した場合の重篤の度合いがこれらと同程度と認められる感染症の病原体等（以下「特殊危険物」と総称する。）</u>による被害の防止のための措置若しくは特殊危険物の識別、捜索、検証その他の処理に従事した職員に支給する。</p> <p>2 （略）</p> <p>第十二条及び第十三条（略） （深夜特殊業務手当）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、勤務一回につき<u>七百円</u>を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て規則で定める。</p>

第十五条から第二十九条まで (現行のとおり)

附則

1及び2 (現行のとおり)

3 第二十六条の規定は、平成三十四年三月三十一日までの間で人事委員会の承認を得て規則で定める日限り、その効力を失う。

4及び5 (現行のとおり)

第十五条から第二十九条まで (略)

附則

1及び2 (略)

3 第二十六条の規定は、平成三十一年三月三十一日までの間で人事委員会の承認を得て規則で定める日限り、その効力を失う。

4及び5 (略)

改正後	現行
<p>第一条及び第二条（現行のとおり） （出動手当）</p> <p>第三条 出動手当は、火災その他の災害に出場し、消防活動に従事した職員及びサリン等による人身被害の防止に関する法律（平成七年法律第七十八号） 第二条に規定するサリン等、原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号） 第三条第五号に規定する放射線、<u>放射性同位元素等の規制に関する法律</u>（昭和三十二年法律第六十七号） 第二条第二項に規定する放射性同位元素又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号） 第六条第二項に規定する一類感染症、同条第九項に規定する新感染症若しくは罹患した場合の重篤の度合いがこれらと同程度と認められる感染症の病原体等が発生している状況下で消防活動に従事した職員並びに火災その他の災害に出場するために消防用自動車等の運行に従事した職員に支給する。</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>第四条から第二十一条まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条及び第二条（略） （出動手当）</p> <p>第三条 出動手当は、火災その他の災害に出場し、消防活動に従事した職員及びサリン等による人身被害の防止に関する法律（平成七年法律第七十八号） 第二条に規定するサリン等、原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号） 第三条第五号に規定する放射線、<u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</u>（昭和三十二年法律第六十七号） 第二条第二項に規定する放射性同位元素又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号） 第六条第二項に規定する一類感染症、同条第九項に規定する新感染症若しくは罹患した場合の重篤の度合いがこれらと同程度と認められる感染症の病原体等が発生している状況下で消防活動に従事した職員並びに火災その他の災害に出場するために消防用自動車等の運行に従事した職員に支給する。</p> <p>2（略）</p> <p>第四条から第二十一条まで（略）</p>